

茨城リハビリテーション病院デイサービスセンター

【重要事項説明書】

2024 年 4 月 1 日現在

1. 事業所の概要

事業所名	茨城リハビリテーション病院デイサービスセンター
所在地	茨城県守谷市同地字仲山358-5
事業者指定番号	0872400932
管理者・連絡先	星野 敏行 TEL0297-48-6783
サービス提供地域	守谷市、つくばみらい市、取手市

2. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	事業所の管理・運営	1 名（兼務1名）
看 護 職 員	通所介護計画に基づく看護	2 名
介 護 職 員	通所介護計画に基づく介護	16 名（専従12 名） （兼務 4 名）
生活相談員	通所介護計画の作成 利用者の調整、利用者及びその家族からの 相談に対応するなどの調整業務	4 名（兼務 4 名）
機能訓練指導員	利用者の日常生活上における機能及び能力の維持、向上のための指導・訓練、それを行うための計画の作成と指導	3 名（専従2名） 理学療法士 作業療法士

3. 事業所の営業日と営業時間

区 分	月曜日～土曜日	祝・祭日	日曜日
営 業 時 間	9:00～17:00	9:00～17:00	休業

（注）＊臨時の休業に関しては予め通知いたします。年始（1/1～1/3）はお休みとさせていただきます。

4. 通所介護の目的と運営方針

<目 的>

指定通所介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護計画を立てて実施し、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」等の生活機能の維持向上を図ることを目的とする。

<運営方針>

1. 要支援・要介護状態等の心身の特性を踏まえ、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」等の生活機能の維持・向上、及び社会参加の促進に努める。

利用者家族の心身的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の介護、及び個別化を重視した機能訓練並びにその他必要な援助を行う。
2. 利用者の意思及び人格、自己決定権を尊重し、常に利用者の立場に立ちサービスの提供を行う。
3. 事業の実施にあたり、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 利用料金

別途料金表をご覧ください。

（要介護認定による要介護度等の程度及びケアプランにより計画された実施時間、各種加算によって利用料が異なります。）

* 支 払 方 法 : 毎月、10日前後(利用日により前後します)に前月分を請求いたします。口座振替にて集金させていただきます。

* キャンセル料 : 前日の午後5時までに連絡をいただけた場合は無料。
前日の午後5時までに連絡のない場合はキャンセル料として一律650円を頂きます。
(前日が休日の場合は前々日の午後5時まで)

6. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	電話番号	0297-48-6783
	FAX 番号	0297-48-6792
	責任者	星野 敏行
	対応時間	8:30~17:30

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 利用時間 8:30~17:00	守谷市	所在地	守谷市大柏950-1
		電話番号	0294-45-1111
	取手市	所在地	取手市寺田5139
		電話番号	0297-74-2141
	つくばみらい市	所在地	つくばみらい市福田195
		電話番号	0297-58-2111
茨城県国民健康保険 団体連合会(国保 連)	所在地	茨城県水戸市笠原町978-26	
	電話番号	029-301-1565	
	FAX番号	029-301-1579	
	利用時間	8:30~17:00	

7. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 三星会
代 表 者 名	理事長 山本 登
所在地・電話	茨城県守谷市同地360 0297-48-6111
業 務 の 概 要	茨城リハビリテーション病院 茨城リハビリテーション病院訪問看護ステーション 茨城リハビリテーション病院ケアサービス 茨城リハビリテーション病院デイサービスセンター 地域リハビリセンター茨城リハビリテーション病院デイケア

当法人はリハビリテーションを専門とした病院運営を主軸に行い、介護保険制度においては自立支援を援助できる専門職種を各事業所に配置し運営を行っています。

8.虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者は管理者とします。
- (2)「虐待防止委員会」を設置し、虐待防止のための対策の検討と体制整備を行います。
- (3)従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (4)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

9. 緊急時・事故発生時の対応 : サービス提供中において、事故が発生した場合

- (1) 管理者に報告し、利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行い必要な処置をとります。
- (2) 事故原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
- (3) ご利用中、体調不良を訴えられた場合、「デイサービス利用中の緊急時対応について」に従って対応させていただきます。